

福岡県気候変動適応推進協議会設置要領

制 定 令和元年9月4日

(目的)

第1条 福岡県気候変動適応センター設置要綱第2条第1項第4号に基づき、福岡県における気候変動適応について関係者間で情報を共有するとともに、専門家等の助言・提言により福岡県における効果的な適応策の推進を図るため、福岡県気候変動適応推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 福岡県における気候変動及びその影響に関する事項
- (2) 福岡県における気候変動適応を推進するための施策や取組みに関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、別表に掲げる福岡県の気候変動に関係を有する機関及び福岡県気候変動適応センター長が依頼する専門家をもって構成する。
2 協議会に座長を置き、構成員の互選で選出する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、福岡県気候変動適応センター長が招集する。
2 福岡県気候変動適応センター長は、必要に応じて、協議会に構成員以外関係者を参加させることができる。
3 協議会は原則として公開とするが、協議会の構成員が非公開を求めた場合は非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福岡県気候変動適応センターにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月21日から施行する。

別表

福岡管区気象台	気象防災部気候変動・海洋情報調整官
環境省 九州地方環境事務所	環境対策課長
北九州市	環境局環境経済部 温暖化対策課長
福岡市	環境局環境政策部 環境・エネルギー対策課長
久留米市	環境部環境政策課長
福岡県	保健医療介護部保健医療介護総務課長
	保健環境研究所長 (福岡県気候変動適応センター長)
	環境部環境保全課長
	環境部自然環境課長
	農林水産部農林水産政策課長
	農林業総合試験場長
	水産海洋技術センター所長
	県土整備部企画課長
福岡県地球温暖化防止活動推進センター	センター長